

島根県知事

溝口 善兵衛 様

過疎対策に関する要望書



平成30年8月

島根県過疎地域対策協議会



過疎対策の推進と住民福祉の向上に対し、平素より格別のご理解とご支援をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、島根県においては、現行の「過疎地域自立促進特別措置法」の期限切れを平成32年度末に控え、今年4月に、県と県内過疎市町村等で構成する「過疎地域対策研究会」を設置し、今後の過疎対策のあり方について検討を進めているところです。

その一方で、過疎地域では、多くの集落が消滅の危機に瀕するなど依然として厳しい状況が続いており、過疎地域にある市町村は、地域の存続に向け、住民生活の安定と、地方創生・魅力ある地域づくりに全力で取り組んでいます。

とりわけ、喫緊の最重要課題である人口減少の克服と地域の活性化のための地方版総合戦略については、目標達成に向けて正念場を迎えています。

過疎市町村の財政状況は、今後ますます厳しくなることが懸念される中であって、県におかれましては、財政基盤が脆弱な私どもの厳しい実情をご賢察いただき、以下の要望事項につきまして、特段のご配慮をいただきますとともに、国に対しまして強力に働きかけていただきますようお願いいたします。

## 記

### 1 現行過疎法の失効に伴う新たな制度の創設

- (1) 現行過疎法の期限終了後も、引き続き、過疎地域の振興が図られるよう新たな過疎対策法を制定すること。
- (2) 現行過疎法の期限終了後も、過疎市町村が取り組む事業が円滑に実施できるよう過疎対策事業債及び各種支援制度の維持・拡充を図ること。

## 2 過疎対策事業債の所要額確保

### (1) ハード事業分

島根県内の過疎市町村においては、今後、病院建設も含めて大型の施設整備等が計画されており、要望額の増加が見込まれることから、引き続き、所要額を確保すること。

### (2) ソフト事業分

ソフト事業分については、地方創生交付金等と比べて使い勝手が良く、その依存度が高まる傾向にある。

また、全国的にソフト事業分の活用が拡大していることから、島根県においては、平成28年度以降、要望額がカットされている。

地方創生の進展とともに、今後さらなる需要の増加が見込まれるため、ソフト事業分の全国枠を拡大し、各市町村の所要額を確保すること。

## 3 過疎地域における住宅確保対策への支援

過疎地域において、若者定住や、U I ターンを促進するためには、雇用の場の確保とともに、居住環境の整備が不可欠である。

しかしながら、過疎市町村においては、近年、定住促進用の住宅需要はますます増加する傾向にある一方、限られた自主財源では対応が困難になっている。

については、こうした課題に対応するため、地元企業が整備する従業員社宅に対する過疎対策事業債の充当など、新たな財政支援措置を講ずること。

平成30年8月20日

島根県過疎地域対策協議会

会長 下 森 博 之